

2026（令和8）年度採用愛知県職員（児童自立支援専門員）募集案内

愛知県職員（児童自立支援専門員職）採用選考試験を次のとおり行います。

1 応募資格

(1) 年齢及び資格免許

1964（昭和 39）年4月2日以降に生まれた人で、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第82条に規定する児童自立支援専門員の資格要件（別紙参照）を満たす人又は2026（令和8）年3月31日までに資格要件を満たす見込みの人（資格要件を満たさない場合は採用されません。）

(2) その他

ア 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は受験できません。（以下はその内容です。）

(ア) 禁錮（2025（令和7）年6月1日から拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(イ) 愛知県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

(ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

イ 1999（平成11）年改正前の民法の規定による準禁治産宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

ウ 日本国籍を有しない人の任用について

(ア) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

(イ) 日本国籍を有しない人は、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。

2 募集人員

若干人

3 給与等（2025（令和7）年4月1日現在）

(1) 初任給（大卒の例）

約283,800円（給料（調整額を含む。）及び地域手当）

(2) 経験年数がある場合は別途加算があります。

(3) 昇給制度あり。

(4) 期末・勤勉手当、時間外勤務手当、通勤手当、住居手当、扶養手当等の諸手当がそれぞれ条件に応じて支給されます。

(5) 定年以後、給料及び諸手当の一部は、7割水準となります。

4 休日及び休暇

4週8休制。休暇として年次有給休暇（20日）及び特別休暇（夏季休暇等）があります。

5 勤務形態

土曜日、日曜日及び祝日も含めたローテーション勤務
（早出、日勤、遅出、夜勤）

6 勤務先等

愛知学園（児童自立支援施設）に勤務し、児童自立支援業務に従事します。

7 応募方法

封筒に「2026（令和8）年度児童自立支援専門員採用希望」と朱書きして、市販の履歴書（氏名、生年月日、現住所、連絡先、学歴・職歴、資格・免許の記載欄及び写真の貼付欄があるものに限ります。）を自筆で記入のうえ、下記まで送付してください。

応募の締め切りは2025（令和7）年6月13日（金）（消印有効）とします。その後、郵送にて受験案内を発送します。（※受験案内の発送は6月20日（金）頃の予定です。なお、6月26日（木）までに届かない場合は、必ず愛知県人事局人事課に問い合わせてください。）

<送付先、応募に関する問い合わせ先>

送付先	〒460-8501
	愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2
担当名	愛知県福祉局福祉部福祉総務課人事グループ
電 話	052-954-6259（ダイヤルイン）

8 試験日程及び試験内容

(1) 試験日

2025（令和7）年6月29日（日）

(2) 試験会場

愛知県自治研修所（名古屋市中区丸の内2-5-10）

(3) 試験内容

教養試験、専門試験（記述式）、面接試験、適性試験

(4) 試験内容試験科目別の配点

教養試験 20 点、専門試験 30 点、面接試験 50 点

※ 各試験科目の成績が一定の基準に達しない場合は、他の試験科目の成績にかかわらず不合格となります。

9 合格発表日及び発表場所

(1) 合格発表日

2025（令和7）年7月11日（金）

(2) 発表場所（合格者の受験番号を掲示します。）

愛知県県民相談・情報センター（愛知県自治センター1階）

※ 合格者（補欠合格者も含む。）には郵便で通知します。

〔注〕1 合格について電話による照会には応じておりません。なお、愛知県職員採用情報 Web ページでの合格発表は発表日の午前9時15分頃から確認できます。

2 愛知県県民相談・情報センター（名古屋市中区三の丸2-3-2 地下鉄名城線名古屋城駅5番出口西100m）での掲示時間は、月～金曜日（祝日を除く。）：午前9時から午後5時15分まで、土・日曜日：午前9時から午後4時30分までです。

10 採用の時期

採用は、原則として 2026（令和 8）年 4 月 1 日となります。

なお、欠員状況等により、既に児童自立支援専門員の資格要件を満たしている人については、本人の意向を確認の上、同日前に採用されることがあります

試験全般に関する問合せ先

愛知県人事局人事課任用グループ

TEL 052-954-6030（ダイヤルイン）

E-mail jinjika@pref.aichi.lg.jp

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（抜粋）

（児童自立支援専門員の資格）

第八十二条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハ（※）までに掲げる期間の合計が二年以上であるもの
- 五 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハ（※）までに掲げる期間の合計が二年以上であるもの
- 六 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハ（※）までに掲げる期間の合計が二年以上であるもの
- 七 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、三年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハ（※）までに掲げる期間の合計が五年以上であるもの
- 八 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は二年以上教員としてその職務に従事したもの

（※）

- イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間
- ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間
- ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）